

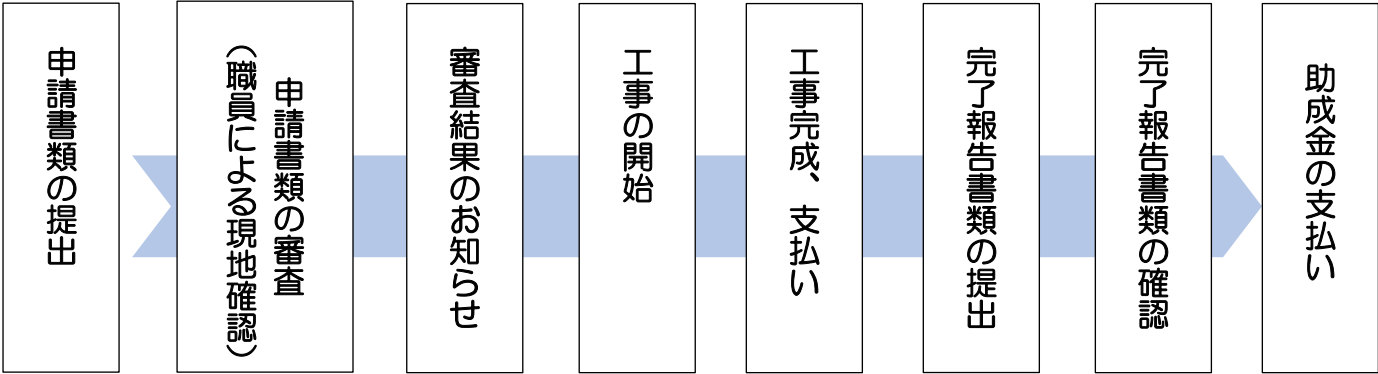
制度 2. 空き家解体助成金

～空き家解体助成金とは～

高崎市では、周囲に危険を及ぼす恐れのある老朽化した空き家を解体する場合に、解体費用の一部を予算の範囲内で助成します。

助成を受けられる空き家等 ※右記要件をすべて満たすこと	● 高崎市内に存し、住居として利用されていた建築物であること ● 10年以上居住その他の使用がなされていないことを確認できる空き家等であること ● 空き家等に抵当権等が設定されていないこと
助成を受けられる人	● 空き家の所有者(個人)またはその法定相続人(個人)
助成を受けられる主な要件 ※右記要件をすべて満たすこと	● 空き家等の全部を解体、撤去すること ● 高崎市内の業者が解体工事を行うこと ● 市税の滞納がないこと ● 過去に本助成事業の助成金の交付を受けていないこと ● 本助成金の交付決定後に着手する工事であること (工事着手済、もしくは完了している場合は申請できません) ● 2月末までに市に完了報告書を提出できること
助成金額	助成対象経費に5分の4を乗じて得た額、上限額は100万円 ※交付決定後の増額はできません

<助成制度の手続きの流れ>



※要件の詳細や受付状況に関しては、建築住宅課までお問い合わせください。

高 崎 市

注意事項

（対象となる空き家等について）

- 登記事項証明書又は固定資産税の納税通知書等に記載されている建築物の種類が「住宅」等であるものが対象となります。（付属家、倉庫、物置等のみの解体は対象となりません）
- 不動産登記されておらず、市の固定資産税台帳にも登録がない家屋は助成の対象となりません。
- 一戸建て住宅の空き家が対象となります。（集合住宅等は対象となりません）
- 過去１０年間空き家であることを確認する書類としてガス・電気・水道の廃止が確認できるものが必要となります。（ただし住民票などの情報により、空き家であることが明確な場合、提出は不要となる場合があります。また、最後に居住されていた方が病院や施設等に入院・入所されていた場合は入院・入居の証明書により空き家であることを確認する場合があります。）
- 併用住宅の場合は店舗等が廃業してから１０年以上経過している必要があります。
- 居住者が退去後、物置又は倉庫等として利用していた場合、対象となりません。
- 抵当権が設定されている場合は、抵当権等の抹消もしくは債権者の承諾書が必要となります。
- 過去に本助成事業の助成金の交付を受けた空き家の同一敷地内にある空き家については交付を受けることはできません。（その所有者が異なる場合も、同様に本助成金の交付を受けることができません）

（申請者について）

- 法人は対象となりません
- 「申請者」、「見積書の宛て名」、「領収書の宛て名」、「助成金振込み先の口座」はすべて同一人物の名義である必要があります。
- 過去に別の空き家で本事業の助成金を利用している場合、対象となりません。

（解体工事について）

- 他の助成金や移転補償費等の対象となる場合は助成の対象となりません。
- 空き家等及び附属する建築物の全部を解体する工事が対象となります。（一棟の建物の一部分の解体は対象となりません）
- 市内業者は見積書及び領収書の住所を高崎市で表記できるものであり、申請者の親族が代表を務めるものを除きます。
- 本助成金の支払いは完了報告後のため、一時的に申請者が工事代金を全額負担することになります。（本助成金の事前支払いは不可）

（その他）

- 空き家解体後、多くの場合翌年の土地に係る固定資産税及び都市計画税が増額となります。 ※詳細は資産税課及び各支所税務課へ
- 現地を調査する際に職員が敷地内に立ち入る場合があります。
- 解体工事にあたっては各種法令を遵守してください。
- 空き家緊急総合対策の申請を行った場合、所得税の 3000 万円の特別控除の申請ができなくなる場合があります。

（郵送での申請について）

- 申請書等が担当課に到着し確認を行った時点で受付となります。また必要書類が揃ったことが確認できるまで受理はできません。書類の郵送日が受付日とはなりませんのでご注意ください。
- 申請者又は申請代理人の氏名及び日中に連絡がつく連絡先（電話番号）を必ず明記してください。書類到着後、必要に応じて担当者より連絡いたします。書類の不備や、申請者又は申請代理人と連絡がつかない場合は、手続きに時間を要する場合があります。
- 郵送事情による遅延・紛失について市は責任を負いません。

高 崎 市

○申し込み時に必要な書類

		書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	☐	申請書 ※様式あり	
	☐	解体前空き家等の外観写真	建物全体が写るように撮影
	☐	施工業者からの見積書	工事の内訳明細が確認でき、業者の住所表記が高崎市内であり、見積書の宛て名が申請者となっていること
	☐	空き家化の経緯報告書 ※様式あり	
	☐	最新の建物登記全部事項証明書（登記簿謄本）	未登記家屋の場合は固定資産税・都市計画税納税通知書の写し等
該当する場合のみ必要な書類	☐	空き家化の経緯報告書の内容を証明する書類	住民票等から空き家であったことを確認することが出来ない場合（入居施設等の証明、ガス・電気・水道の廃止証明等）
	☐	法定相続情報一覧図の写し、戸籍謄本 等	建物所有者が死亡しており、その法定相続人等が申請をする場合
	☐	委任状	申請手続きを代理人が行う場合

○工事が終わったら必要な書類

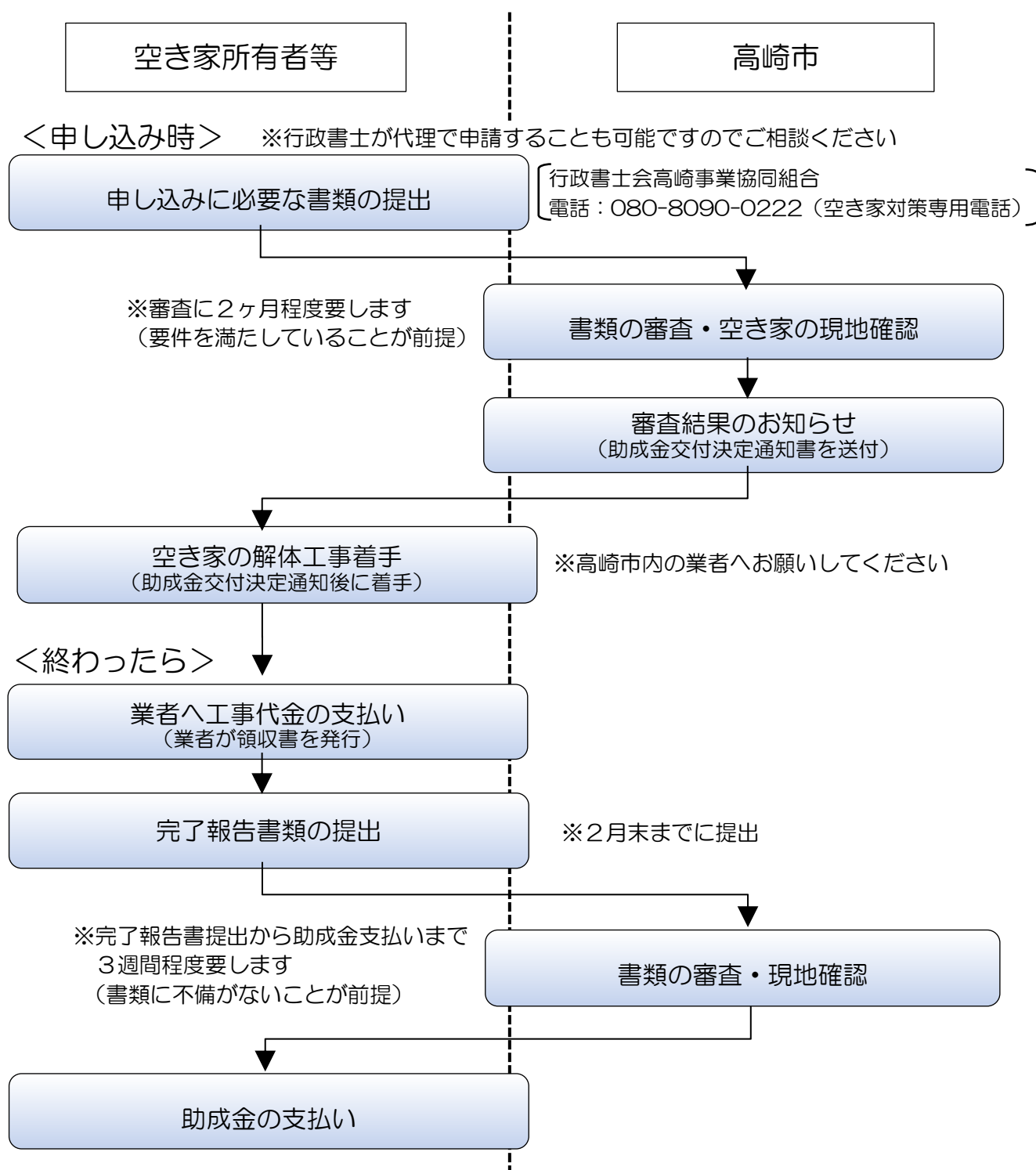
		書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	☐	完了報告書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	☐	工事完了写真	解体前と同じ位置から撮影
	☐	領収書の写し	業者の住所表記が高崎市内であり、領収書の宛て名が申請者となっていること
	☐	請求書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	☐	通帳の写し	申請者名義の通帳

○お願い

必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください

高 崎 市

～ 制度 2. 空き家解体助成金 手続きの流れ ～



お問合せ先、受付窓口

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 建築住宅課 (9F)

電話：027-321-1314 FAX：027-328-8990

メールアドレス：kenchiku-juutaku@city.takasaki.gunma.jp

業務時間 平日 AM8 時 30 分～PM5 時 15 分

高 崎 市